

平成19年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立練馬タウンサイクル等）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立練馬タウンサイクルほか6施設の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

財団法人 練馬区都市整備公社

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

(3) 代表者

理事長 中村 啓一

3 指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（3年間）

4 選定の経過

平成19年6月26日 第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、応募資格、評価基準、選定の日程の検討）

7月19日 第2回指定管理者選定委員会

（指定管理者の募集要項の検討）

8月11日 募集要項配布開始

8月21日 募集説明会（参加団体数12）

9月12日～21日

応募書類受付（応募団体数2）

10月2日 現地施設調査（練馬区、和光市）

10月12日 経営診断委託

10月18日 第3回指定管理者選定委員会

(プレゼンテーション、ヒアリングの実施および評価・採点)

11月14日 指定管理者候補決定

## 5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画・提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等の評価した結果、当該団体については、練馬区立練馬タウンサイクルほか6施設を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。

(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、第3回に有識者委員2名を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

団体の資金力、経営の安全性等の指標に関して優れていること。また、営業利益率、経常利益率の伸び率が高く、優れていると判断されること。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護制度および情報公開制度が整備されていること。また、審査会の設置についても規定され、団体運営の透明性・公正性が確保されていること。

### (3) 団体運営における法令等の遵守状況

就業規則・給与規程が定められており、それに基づく運用が行われていること。また、理事会、評議会が定期的で開催されていること。

### (4) 運営実績

平成4年度から自転車駐車場・タウンサイクルの管理業務を受託しており、平成18年度からは指定管理者の指定を受け、十分な管理運営実績を有していること。併せて平成18年度から放置自転車対策事業も受託していること。

### (5) 効率的運営・効率化への取組み

区内を4つのエリアに分割して、各エリア長による管理体制をとり、施設の利用状況を踏まえて臨時職員と整理員を適宜配置するとしていること。

また、タウンサイクル・自転車駐車場、それぞれについて利用率の目標を設定し、利用促進を行い、収入増をはかるとしていること。

### (6) 受託への熱意・意欲

事業目標を「お客様満足度の向上」とし、安全で便利なサービスの提供を行うとし

ていること。また、利用促進計画で放置自転車追放キャンペーン、ホーム・ページによる空き情報の提供など、独創的な提案があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

タウンサイクル自転車の点検を充実し、点検台帳の整備を行うとしていること。また、自転車駐車場ゲートの保守点検を確実に実施するとともに、消耗部品の交換を計画的に行うとしていること。

緊急連絡網や事故対応マニュアルに基づき緊急対応するとしていること。

(8) 施設管理運営体制

サービス向上、顧客満足度アップ計画でタウンサイクルの当日会員制度や、防犯カメラの増設、パスモ支払の導入など、利用者ニーズに対応した質の高いサービスの提供を提案していること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

苦情処理マニュアルを詳細に定め、全職員が理解し対応に努めるとしていること。

また、電話対応の分析を行ない対応に役立てるとしていること。

エリア長、受付員、整理員それぞれに接遇マニュアルを設けており、担当ごとに接遇の向上に努めるとしていること。

(10) 団体の理念・姿勢

寄附行為の中で定められた「安全で快適なまちづくりをすすめるために、都市整備に関する事業を推進し、もって住民の福祉の向上に寄与することを目的とする」という理念のもとに自転車駐車場の管理運営を行うとしている。

(11) 区内業者・区民雇用の促進

練馬区が設立した法人であり、事業収益を区内地域、区民に還元するとし、区内事業者のメリットを生かした迅速な対応が図れること。

また、区民雇用については、シルバー人材センターの活用により、区内在住の中高年雇用を促進していること。

さらに、再委託契約、物品調達についても区内事業者優先の考えを示していること。

(12) 放置自転車の撤去等放置自転車業務への取組み

平成18年度から放置自転車対策事業を受託しており、今後も撤去回数の増加等による放置率の減少に努めるとしていること。

また、地域住民や商業事業者等の協力に基づき、地域事情を考慮した撤去方法の工

夫など、放置を防止するための新たな取組みを提案していること。

さらに、通年的に開設している「自転車問い合わせセンター」と撤去活動との連携を図り、より迅速な対応を行なうとしていること。

#### 問い合わせ先

練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課交通施設係

電話03（5984）1996 FAX03（5984）1237

指定管理者（財団法人練馬区都市整備公社）の評価結果  
（練馬区立ねりまたウンサイクル）

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	5点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
<b>5 効率的運営・効率化への取組み</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15点	12点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 施設の利用促進に関する具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	5点	4点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	5点	4点
<b>10 職員の育成</b> (1) 職員に対する研修体制	5点	3点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
<b>12 区内事業者・区民雇用の促進</b> (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	15点	15点
<b>13 放置自転車の撤去等放置自転車業務への取組み</b> (1) 放置自転車の撤去等放置自転車業務の受託準備とその提案内容 (2) 施設管理運営と放置自転車業務との連携・強化への提案内容	15点	12点
<b>合 計</b>	100点	84点